

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例施行規則の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

神戸市では、市民生活の質の向上及び経済活動の活性化を図ることを目的とする拠点として、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）を設置しています。

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例施行規則の一部改正（案）は、令和2年6月30日に公布されたデザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部を改正する条例の各規定を受けて、センターの運営に関して必要な事項を定めるものです。

2. 意見公募手続の対象となる規則案の概要

（1）開館時間（規則第6条第2項関係）

条例改正により、センターに新たに設置することになった「創造的学びと文化活動スペース」の開館時間を午前9時から午後9時までとします。

（2）休館日（規則第7条関係）

改正前条例第4条第1項第1号のクリエイティブスペースについて、施設範囲が広範にわたっていたため、条例改正により、施設の位置づけを見直し、「クリエイティブラボ」と定義して、整理を行いました。

条例改正前のクリエイティブスペースについては、使用期間中においては休館日も使用することができることとしておりましたが、条例改正後のクリエイティブラボについても同様とし、このことを規則に明記します。

また、駐車場については、一般利用を可能とするため、条例改正により、許可対象施設から許可対象外施設へと変更を行いました。改正前条例第6条第2項では、駐車場について、センターの開館時間外でも許可を受けて使用できることとしていましたが、上記改正によって同項が適用されなくなるため、駐車場について、休館日も使用することができるよう規定します。

3. 規則の施行日

令和3年4月1日